

令和8年度

熊谷市合併処理浄化槽設置整備事業 補助金のご案内

～ 浄化槽設置補助金のパンフレット ～



来たれ申請

©熊谷市



※申請書等は↑からも
ダウンロードできます。

ニャおね

熊谷市マスコットキャラクター

(お問合せ先)

環境部 環境推進課 048-536-1570 (直通)

妻沼行政センター 地域振興係 048-588-9988 (直通)

※熊谷、大里、江南地域については、環境推進課。

妻沼地域については、妻沼行政センター地域振興係で受け付けております。

既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽への入れ替え工事（転換）に対し、補助金を交付します。

※新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替などで、建築確認を伴う工事の場合は、補助対象外となります。

○ 補助の対象となる区域

次の（１）から（３）の区域を除いた市内全域

※申請前に対象区域であるか確認を行ってください。

- （１）下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項又は第 25 条の 23 第 1 項の規定により定められた事業計画の区域
- （２）農業集落排水事業計画（予定）区域
- （３）その他市長が指定する区域

○ 補助の要件

自己の居住の用に供する住宅の「既存単独処理浄化槽」又は「汲み取り便槽」を廃止し、10 人槽以下の「合併処理浄化槽」に入れ替える場合で、次の（１）から（３）の要件をすべて満たす方が、補助金の交付を受けることができます。

- （１）使用している単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を原則撤去し、合併処理浄化槽を設置すること。
- （２）自己の居住の用に供する住宅へ設置する浄化槽であること。
- （３）住宅は、住宅部分の面積が総床面積の 2 分の 1 以上であること。

《対象外》次の場合は補助対象となりませんのでご注意ください。

- 申請者が市税を滞納している場合
- 建築確認を伴って浄化槽を設置する場合
- 設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置した場合
- 補助金の交付決定の前に浄化槽設置工事に着工した場合
- 販売又は賃貸を目的としている場合

○ 補助金額

	人槽区分	浄化槽設置費 (上限額)	既存処分費 (上限額)	配管費 (上限額)	合計
一般地域	5人槽	352,000円	60,000円	150,000円	562,000円
	6~7人槽	434,000円			644,000円
	8~10人槽	568,000円			778,000円

	人槽区分	浄化槽設置費 (上限額)	既存処分費 (上限額)	配管費 (上限額)	合計
転換促進 地域※	5人槽	632,000円	60,000円	150,000円	842,000円
	6~7人槽	714,000円			924,000円
	8~10人槽	848,000円			1,058,000円

※ 転換促進地域とは、浄化槽の設置促進による水環境の改善を目的とし、期間を定め市が指定した地域です。対象地域は、ムサシトミヨの生息区域周辺（久下の一部・佐谷田の一部）です。

○ 人槽の算定について

浄化槽の人槽は、以下の基準に従い、設置をお願いします。（※1）

「建築用途別処理対象人員算定基準」…平成12年3月17日

【住宅の場合】（JIS A3302-2000）【A：住宅の延べ面積】

- A ≤ 130 m²の場合（130 m²以下の場合）・・・5人槽
- A > 130 m²の場合（130 m²より大きい場合）・・・7人槽
- 二世帯住宅（浴室及び台所が2か所以上）・・・10人槽

※1 ただし、建築物の使用状況により、使用水量その他の資料から明らかに実情に沿わないと考えられる場合は、資料などを基にして算定人員を増減することができますので、担当課へご相談ください。

○ 設置する浄化槽

環境配慮型浄化槽適合機種を設置をお願いします。

※機種の詳細については、一般社団法人 浄化槽システム協会のホームページにありますので、確認してください。(<http://www.jsa02.or.jp/>)

○ 既存処分費について

合併処理浄化槽の設置にあたり、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去処分を行った場合、補助限度額60,000円をご利用いただけます。この場合の基準は以下のとおりです。

●単独浄化槽又は汲み取り便槽の処分費補助に関する基準について

次の4つの基準を満たす必要があります

1. 処分する既存単独処理浄化槽及び汲み取り便槽については、「①清掃」、「②消毒及び汚泥処理」、「③撤去」、「④運搬から最終処理までの廃棄物としての処理」の全てが行われるものであること。
2. 「撤去」とは、既存単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を掘り起こし、完全に除去するものであること。ただし、住宅と一体として設置された汲み取り便槽については、住宅の外壁より外側の部分を完全に除去するものであること。
3. 実績報告書において、「①清掃」、「②消毒及び汚泥処理」、「③撤去」の実施が写真により確認できること。撤去の写真については、撤去した浄化槽又は便槽の状況、撤去場所の埋め戻し前の状況が確認でき、完全に除去したことが確認できるものであること。消毒は撤去物のみではなく、撤去場所（掘削穴）の消毒も行うこと。※特に消毒の写真が不足しやすいので、ご注意ください。
4. 「④運搬から最終処理までの廃棄物としての処理」については、産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票により確認ができること。

※ただし、実績報告時にE票までの添付が間に合わない場合は、B2票又はD票を添付すること。その後、E票が用意出来次第、提出すること。

○ 配管費について

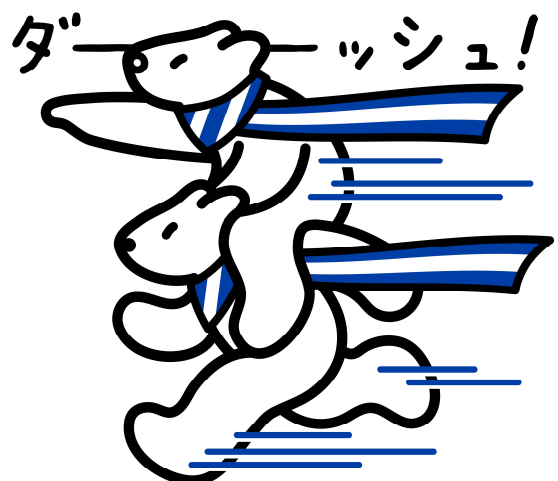
生活排水を浄化槽に流入させるための管及び浄化槽で処理した水を公共用水域に放流させるために必要な管の設置工事に対し、補助限度額 150,000 円を補助します。

●配管費補助に関するお願いについて

1. 浄化槽への流入部付近、放流部付近、建物との接合部、途中配管が確認できるものであること。（既設の配管、新設した配管が分かる写真も含む）
2. 図面上に配管の長さを明記すること。

○ 既成底板コンクリート（PC 板）を使用する工事等について

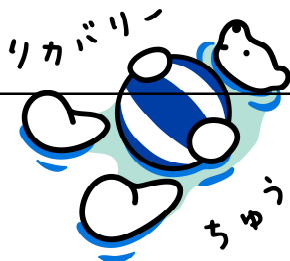
1. PC 板を使用する場合の基礎工事は、従前同様の工事を必要とし、沈下または変形が生じない適正な施工を行うこと。
2. 捨てコンクリートの施工は不問とするが、必要に応じて空練りモルタルを打設するなど、地業材を十分に被覆したうえで水平出しを行うこと。
3. 工事基準は、従来通り国土交通省令、環境省令に定めるとおりとすること。
4. 使用した PC 板の図面及び仕様書（設計計算書、強度計算書等）を提出すること。
5. PC 板の全体の寸法、板厚が確認できる写真、設置後に水平が取れていることが確認できる写真、製造番号等が確認できる写真を実績報告時に提出してください。



【浄化槽設置補助金に関する申請の流れ】

浄化槽法に基づく届出と、補助金に関する手続きの両方を行っていただく必要があります。

☆浄化槽法に関連する届出等	☆補助金の申請手続き
<p>②浄化槽の設置について審査を受ける 浄化槽設置届を 環境推進課（江南庁舎内）又は 妻沼行政センター地域振興係へ提出する</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※浄化槽設置届について 提出期限：設置工事を行う10日前 提出部数：2部 添付書類：浄化槽に関する調書 排水系統図・平面図 案内図・配置図・認定書 浄化槽法定検査の 振替払込請求書兼受領証の写し</p> </div> <p>※放流先の管理者の許可を得ること。</p> <p>⑥浄化槽使用開始報告書等を提出 浄化槽を使い始めたら以下のとおり 書類を提出してください。 単独浄化槽からの転換を行った場合は、 単独浄化槽の使用廃止届出書も提出して ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※浄化槽使用開始報告書について 提出期限：使用開始日から30日以内 提出部数：2部</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※浄化槽使用廃止届出書について 提出期限：廃止日から30日以内 提出部数：2部</p> </div>	<p>①浄化槽設置費補助金受付票を提出 補助金の予算状況を確認するため、ご提出をお願いします。</p> <p>③補助金交付申請書を提出 必ず工事着工前に申請書を提出してください。 ※添付書類…別紙「書類作成上の注意」を参照ください</p> <p>④補助金の交付の可否を決定 内容審査のうえ、申請者へ補助金交付（又は不交付）決定 通知書を送付します。 ※必要に応じて現地確認を行う場合があります。</p> <p>⑤設置工事を行う 市が設置工事の状況を現場において確認します。 施工業者は、浄化槽法、浄化槽の設計・施工上の運用指針、 メーカーの施工要領書等に従って工事を行ってください。 ※各工程ごとに写真を撮影してください ※工事の途中で市職員により中間検査を実施します。 浄化槽の基礎工事が完了し、かつ浄化槽本体の据え付け 前のタイミングで検査を行います。日時が決まりましたら ご連絡してください。 ※中間検査を受検しない場合は、補助金の交付決定を取消 すことがあります。 ※中間検査は、1月末日までに受検してください。 ※必要に応じて完了検査を行う場合があります。</p> <p>⑦実績報告書を提出 設置工事完了後1ヶ月以内または当該補助年度の2月15日の いずれか早い日までに以下のとおり提出してください。 ※提出先…補助金交付申請書を提出した窓口と同じ窓口へ ※添付書類…別紙「書類作成上の注意」を参照ください ※期日に余裕を持って書類を提出してください。</p> <p>⑧補助金交付額の確定 内容審査の結果、補助金の交付額が確定すると申請者へ 補助金交付額確定通知書を送付します。</p> <p>⑨補助金交付請求書の提出 補助金の支払いは口座振込みになります。 申請者名義の口座を指定し、提出してください。 ※別紙「書類作成上の注意」を参照ください</p> <p>⑩補助金の交付 申請者の指定した口座へ補助金を振り込みます。</p>



浄化槽設置整備事業補助金交付申請書 添付書類チェックリスト

1	浄化槽設置届出書の写し (収受印が押されているもの)	<input type="checkbox"/>
2	浄化槽の構造図 (型式適合認定書、型式適合認定書別添仕様書及び図面、認定書等)	<input type="checkbox"/>
3	設置場所の案内図及び配置図 (配置図に配管の長さ、建物と浄化槽の距離が記載されているもの)	<input type="checkbox"/>
4	工事請負契約書の写し又は工事請負金額の見積書の写し (設置工事費、処分費、配管費の内訳がわかるもの)	<input type="checkbox"/>
5	浄化槽設置工事監督者届 (浄化槽設備士免状の添付)	<input type="checkbox"/>
6	浄化槽に関する調書の写し (収受印が押されているもの)	<input type="checkbox"/>
7	住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書 (常に募集をかけている場合は、補助対象外です。)	<input type="checkbox"/>
8	登録浄化槽管理票 (C票と全浄連登録証の写し)	<input type="checkbox"/>
9	保証登録証 (埼玉県浄化槽協会へ申請して登録を受けたのち、登録証の市町村用を添付してください。)	<input type="checkbox"/>
10	浄化槽法定検査(法第7条検査)の払込受領証の写し (申請者名で振り込んでいるか。)	<input type="checkbox"/>
11	納税証明書 ※同意書により職員が納税状況を確認することを承諾された場合は不要。	<input type="checkbox"/>
12	既存単独処理浄化槽等撤去確認書 (原則撤去。撤去できない場合は理由を記載)	<input type="checkbox"/>
13	既存の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の写真	<input type="checkbox"/>
14	浄化槽維持管理に関する誓約書	<input type="checkbox"/>
15	その他市長が必要と認める書類(以下の2点)	<input type="checkbox"/>
①	ブロワ仕様書 (消費電力ワット数がわかるもの)	<input type="checkbox"/>
②	(※PC板使用する場合のみ) PC板の仕様書(設計計算書、強度計算書)	<input type="checkbox"/>

○ 提出書類作成上の注意

3 案内図及び配置図

配置図に配管の長さを記載してください。

建物と浄化槽の距離を記載してください。

既設管を一部利用する場合、既設管と新設管がわかるように記載してください。

4 工事請負契約書の写し又は工事請負金額の見積書の写し

設置工事費、処分費、配管費の内訳がわかるように記載してください。

5 浄化槽工事監督者届

昭和62年以前の場合は、修了証の写しも添付してください。

9 保証登録証

埼玉県浄化槽協会へ申請して登録を受けたのち、登録証の「市町村用」を添付してください。

11 納税証明書

同意書により職員が納税状況を確認することを承諾された場合は添付が不要です。（承諾されない場合は、従来どおり添付が必要です。）

12 既存単独処理浄化槽等撤去確認書

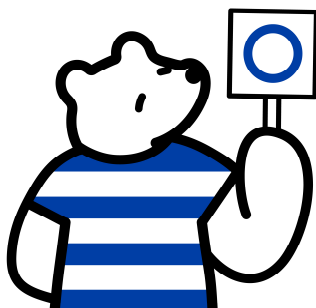
撤去費用が高額になるとしても、補助金の利用にあたっては、既存単独処理浄化槽等を完全撤去する必要があります。撤去できない場合、理由を記載してください。

14 浄化槽維持管理に関する誓約書

誓約書内の記載事項をよく確認した上で、申請者が署名してください。

○ お願い

中間検査を行いますので、工事日程が決まり次第、ご連絡をお願いします。



浄化槽設置整備事業補助金実績報告書 添付書類チェックリスト

1	浄化槽保守点検業者との委託契約書の写し 【収入印紙の漏れがないかを確認してください】	<input type="checkbox"/>
2	浄化槽清掃業者との委託契約書の写し 【収入印紙の漏れがないかを確認してください】	<input type="checkbox"/>
3	浄化槽使用開始報告書の写し	<input type="checkbox"/>
4	設置工事に係る請求書の写し及び領収書の写し（請求書において、設置工事費、処分費、配管費の内訳がわかる場合は、7と8一緒の作成も可） 【請求書と領収書の金額が一致しているか】 【収入印紙の漏れはないか】 ※領収書記載の金額と実際に支払った金額に相違がある事例が報告されたので、領収書原本等により申請者本人に実支払額を確認しています。	<input type="checkbox"/>
5	浄化槽施工検査表 【浄化槽設備士免状の交付番号に誤りがないか】 【チェック漏れはないか、確認した日付の記載はあるか】	<input type="checkbox"/>
6	設置工事写真（※詳細は、工事写真について参照） 【嵩上げの写真漏れ、水平確認の漏れ、撤去写真の漏れ、配管写真の漏れ、ブロワの写真漏れ（型式がわかる）、※（ポンプ設置の場合のみ）ポンプ設置写真の漏れはないか】	<input type="checkbox"/>
7	既存単独処理浄化槽又はし尿汲み取り便槽の処分に係る請求書の写し、領収書の写し、産業廃棄物管理票の写し及び工事写真（※工事写真については、工事写真について参照） 【マニフェストE票の写し（E票が実績報告に間に合わない場合はB2又はD票の写し）の漏れはないか】【申請者の氏名、住所がマニフェストに記載されているか】	<input type="checkbox"/>
8	配管工事に係る請求書の写し、領収書の写し及び工事写真（※工事写真については、工事写真について参照） 【浄化槽への流入部付近、放流部付近、建物との接合部、途中配管など配管の工事状況の写真があるか】	<input type="checkbox"/>
9	浄化槽法定検査（法第11条検査）の払込受領証の写し 【申請者名で振り込んでいるか。】	<input type="checkbox"/>
10	その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>
①	ブロワの仕様書（※申請時と変更なければ省略可） 【消費電力ワット数がわかるもの】	<input type="checkbox"/>
②	PC板の仕様書（※申請時と変更なければ省略可）	<input type="checkbox"/>
③	浄化槽使用廃止届出書	<input type="checkbox"/>
④	申請時と変更になった書類関係（完成図面等）	<input type="checkbox"/>

○ 提出書類作成上の注意

1と2 保守点検と清掃の委託契約書の写し

申請者において契約されているか確認してください。収入印紙の漏れがないか確認してください。

3 使用開始報告書の写し

事前に使用開始報告書を提出した場合は、届出者控えの写しを添付してください。実績報告書と同時に使用開始報告書を提出する場合は、必要部数（2部）を用意してください。

4 請求書の写し及び領収書の写し（7と8一緒の作成も可）

請求書と領収書の金額や収入印紙の漏れなどがいないか、確認してください。

領収書記載の金額と実際に支払った金額に相違がある事例が報告されたので、領収書原本等により申請者本人に実支払額を確認しています。

5 浄化槽施工検査表

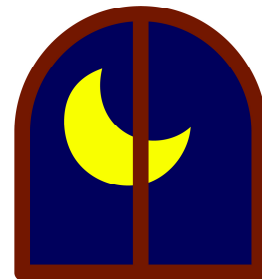
チェック漏れがないか、確認した日付の記載があるか確認してください。

7 マニフェストE票

実績報告時にE票の添付が間に合わない場合は、B2票又はD票を添付すること。その後、E票が用意出来次第、提出すること。

10 その他市長が必要と認める書類

④ 工事中に申請時に提出した図面等に変更が生じた場合、完成図面を提出してください。



浄化槽設置整備事業補助金工事写真 チェックリスト

設置予定場所の写真	設置場所に浄化槽設備士が標識を掲げている着工前の写真	<input type="checkbox"/>
掘削工事の状況を示す写真	掘削状況の写真（山留め工法、水替え工法の場合、矢板、排水ポンプ等とともに写してください。）※標識、スケール等の機材も写す	<input type="checkbox"/>
	床付け完了状況の写真	<input type="checkbox"/>
基礎工事の状況を示す写真	栗石の敷き詰め状況（突き固めに使用した機材とともに写してください。）	<input type="checkbox"/>
	目つぶし碎石の突き固め状況（突き固めに使用した機材とともに写してください。）※深さがわかるようスケールを入れてください。	<input type="checkbox"/>
	捨てコンクリート状況 厚み50mm以上※スケールとともに写してください。	<input type="checkbox"/>
	型枠状況	<input type="checkbox"/>
	配筋状況（ピッチ（D10-@200シングル）がわかるようスケールとともに写してください。）	<input type="checkbox"/>
	底板コンクリート打設（厚さ、寸法がわかるようスケールとともに写してください。）	<input type="checkbox"/>
	※支柱配筋状況（支柱配筋とベース配筋の結束状況）	<input type="checkbox"/>
	※擁壁工事配筋状況（擁壁の配筋状況、コンクリート打設状況等がわかるようスケールとともに写してください。）	<input type="checkbox"/>
	※PC板を使用するに当たり捨てコンクリートを打設しない場合は、必要に応じて空練りモルタルを打設するなど、地業材を十分に被覆して水平出しをしたことがわかる写真	<input type="checkbox"/>
	※PC板の全体の寸法、板厚、製造番号が確認できる写真	<input type="checkbox"/>
	※PC板設置後の水平確認できる写真	<input type="checkbox"/>
浄化槽全体の写真	浄化槽本体の写真（型式等が本体に書かれている場合、わかるように写してください）	<input type="checkbox"/>
据付工事の状況を示す写真	水準器で本体の水平を確認している写真	<input type="checkbox"/>
	埋め戻し状況（埋め戻しの砂等がわかるように写した写真）	<input type="checkbox"/>
	水張り及び水締め作業を行っている写真	<input type="checkbox"/>
	埋め戻し作業（突き棒、ランマー等）	<input type="checkbox"/>
	埋め戻し作業及び完了	<input type="checkbox"/>
スラブ状工事の状況	型枠状況	<input type="checkbox"/>
	配筋状況（ピッチ（D10-@200シングル）がわかるようスケールを当て、マンホール開口部には周囲に補強筋を施したことがわかるように写してください。）	<input type="checkbox"/>
	コンクリート打設（スケールにより厚さ、寸法がわかるように写してください。）	<input type="checkbox"/>
嵩上げの状況を示す写真	マンホール蓋の高さからバルブ等の操作が可能であるかが分かるよう、嵩上げ部にスケールをあてて写してください。	<input type="checkbox"/>
プロワの設置状況	プロワの設置状況がわかる写真（全体及び型式が分かるような写真）	<input type="checkbox"/>
ポンプ槽の写真	放流ポンプ槽を設置した場合、ポンプが2台以上設置されていることが分かる写真	<input type="checkbox"/>
完成時の状況写真	浄化槽設備士が確認している完了の写真	<input type="checkbox"/>

浄化槽設置整備事業補助金工事写真 チェックリスト

単独処理浄化槽又は 汲み取り便槽の撤去 処分の写真	着工前の状況（設備士が標識を表示）	<input type="checkbox"/>
	清掃実施状況の写真	<input type="checkbox"/>
	消毒状況の写真（消毒は撤去物のみではなく、撤去場所（掘削穴）の消毒も行うこと。）	<input type="checkbox"/>
	撤去工事の写真	<input type="checkbox"/>
	完全に撤去したことが分かる写真	<input type="checkbox"/>
	撤去部材が分かる写真	<input type="checkbox"/>
	埋め戻し工事	<input type="checkbox"/>
	トラックにのせ処分場へ搬入状況	<input type="checkbox"/>
工事完成後の現況写真	<input type="checkbox"/>	

配管工事の写真	建物との接合部（枘含む）※トイレや生活排水全て	<input type="checkbox"/>
	途中配管	<input type="checkbox"/>
	浄化槽流入部付近	<input type="checkbox"/>
	浄化槽放流部付近	<input type="checkbox"/>
	配管工事の完了状況が分かる写真	<input type="checkbox"/>
	※既設の配管、新設した配管が分かる写真としてください。	<input type="checkbox"/>



注意

※写真漏れが無いようお願いいたします。

漏れが多い場合、補助金の交付ができない場合があります。